

温泉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第35号

温泉法施行条例の一部を改正する条例

温泉法施行条例（平成12年岩手県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(温泉の採取等の届出)</p> <p>第8条 温泉採取権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p><u>(1) 温泉源から温泉を採取するとき。</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) 温泉の採取を止め、当該温泉のゆう出路を廃したとき。</u></p> <p><u>(相続の届出)</u></p>	<p>(温泉の採取等の届出)</p> <p>第8条 温泉採取権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p><u>(1) [略]</u></p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p>
<p>第10条 温泉採取権者の死亡により、その温泉を採取する権利を相続した者は、<u>その相続の日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(手数料)</p>	<p>第10条 削除</p> <p>(手数料)</p>
<p>第15条 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第11条第2項において準用する法第6条第1項又は第7条第1項の</p>	<p>第15条 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 法第7条の2第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の掘削(法第11条第1項の増掘を含む。)のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 1件 24,000円</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 法第11条第2項又は同条第3項において準用する法第6条第1項又は</p>

<p>増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 1件 7,400円</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p>	<p>第7条第1項の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 1件 7,400円</p> <p>(6) <u>法第14条の2第1項の温泉の採取の許可の申請に対する審査 1件 35,000円</u></p> <p>(7) <u>法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 1件 7,400円</u></p> <p>(8) <u>法第14条の5第1項の可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査 1件 7,400円</u></p> <p>(9) <u>法第14条の7第1項の温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 1件 24,000円</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第5条の規定に基づいて引き続き温泉の採取を行う者については、この条例による改正前の温泉法施行条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第5号の規定は、なおその効力を有する。
- 3 施行日前に温泉を採取する権利を相続した者については、改正前の条例第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 4 施行日前に温泉法の一部を改正する法律附則第6条の規定に基づいて行われた可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査については、この条例による改正後の温泉法施行条例第15条第8号の規定の例により手数料を徴収する。